

令和3年4月26日

## 緊急事態宣言下における主な公共施設の利用について

令和3年4月26日（月）（午後1時30分から午後2時20分）に国立市健康危機管理対策本部会議を開催し、緊急事態宣言下における主な公共施設の利用について、下記のとおり決定いたしました。

### 記

#### 1 決定事項

基本的には新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく東京都の要請に準じた施設の使用制限を行うが、対象施設の使用状況や他市の状況等を勘案して所管部署で判断していくものとする。

#### 2 主な公共施設の利用方針

国立市健康危機管理対策本部会議で協議された主な公共施設の利用方針については、下表のとおりである。

施設名	利用方針
国立市公民館	開館
くにたち中央図書館 北市民プラザ図書館	開館
くにたち市民芸術小ホール	開館。ただし、無観客開催とする。
くにたち市民総合体育館	4月27日（火）から5月11日（火）まで休館。
学校開放	4月27日（火）から5月11日（火）まで体育館及び校庭の利用を中止とする。
くにたち郷土文化館	現状の利用者数の実態を鑑み、開館を継続する。 ただし、状況次第では休館を検討する。
集会所	開館
公園	利用は可とするが、公園での飲酒について禁止を依頼する。

※午後8時以降の不要不急の外出自粛にあわせて、午後8時以降の施設利用についても自粛するよう広報していく。

以上